四　個人情報が記録されている使用済指定再資源化製品の収集、運搬及び処分に当たっては、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。
五　自主回収・再資源化事業の全部又は一部を他人に委託する場合には、委託する業務の範囲及び委託する者の責任の範囲が明確であり、かつ、その委託先の監督について、当該申請に係る収集、運搬又は処分が適正に行われるために必要な措置を講じていること。
六　自主回収・再資源化事業の一連の処理の行程を申請者が統括して管理する体制が整備されていること。
七　自主回収・再資源化事業の実施の状況を把握するために必要な措置を講じていること。
八　自主回収・再資源化事業の実施に当たっては、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じていること。
（自主回収・再資源化事業計画の申請者の能力等に係る基準）
第四条　法第五十四条第三項第二号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
一　申請者の能力に係る基準
イ　自主回収・再資源化事業を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
ロ　自主回収・再資源化事業を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
二　使用済指定再資源化製品の収集又は運搬の用に供する施設に係る基準
イ　使用済指定再資源化製品が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
ロ　積替施設を有する場合には、使用済指定再資源化製品が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。
三　使用済指定再資源化製品の処分の用に供する施設に係る基準
イ　使用済指定再資源化製品の再資源化その他使用済指定再資源化製品の処分に適する施設であること。
ロ　運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができるものであること。
ハ　廃棄物処理法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は廃棄物処理法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設である場合には、当該施設が次に掲げるいずれかのものであること。
(1)　廃棄物処理法第八条第一項又は第十五条第一項の規定による許可（廃棄物処理法第九条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けなければならない場合にあっては、これらの規定による許可）を受けて設置されたもの
(2)　廃棄物処理法第九条の八第一項又は第十五条の四の二第一項の規定による認定（廃棄物処理法第九条の八第六項の規定による認定を受けなければならない場合にあっては、これらの規定による認定）を受けて設置されたもの
(3)　再資源化事業等高度化法第十一条第一項又は第十六条第一項の規定による認定（再資源化事業等高度化法第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による認定を受けなければならない場合にあっては、これらの規定による認定）を受けて設置されたもの
ニ　保管施設を有する場合には、搬入された使用済指定再資源化製品が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であって、火災の発生又は延焼の防止のために必要な措置を講じたものであること。
ホ　使用済指定再資源化製品に記録されている個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じた施設であること。
（認定自主回収・再資源化事業計画の認定証）
第五条　主務大臣は、法第五十四条第三項の認定若しくは法第五十五条第一項の変更の認定をしたとき又は同条第二項若しくは第三項の変更の届出があったときは、次に掲げる事項を記載した認定証を交付するものとする。
一　認定自主回収・再資源化事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　認定の年月日及び認定番号
三　使用済指定再資源化製品の処分の用に供する施設の名称及び所在地
四　認定自主回収・再資源化事業計画に法第五十四条第二項第七号に規定する者が記載されている場合には、当該者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び法人番号）並びにその者が行う収集、運搬又は処分の別
（認定自主回収・再資源化事業計画に係る運搬車又は運搬船の表示等）
第六条　認定自主回収・再資源化事業者（認定自主回収・再資源化事業計画に法第五十四条第二項第七号に規定する者が記載されている場合には、当該者を含む。次項において同じ。）は、運搬車又は運搬船を用いて認定自主回収・再資源化事業計画に係る使用済指定再資源化製品の収集又は運搬を行うときは、当該使用済指定再資源化製品の収集又は運搬の用に供する運搬車又は運搬船である旨を当該運搬車又は運搬船の外から見やすいように表示するものとする。ただし、常時かつ即時のトレーサビリティ（使用済指定再資源化製品の収集、運搬及び処分の行程において、当該使用済指定再資源化製品及び再資源化を実施した使用済指定再資源化製品の種類、数量、性状及び所在について、記録すること、及びこれらを把握できる状態をいう。）を確保するための仕組みを有し、かつ、第二条第二項に規定する措置を講じている場合は、この限りでない。
2　認定自主回収・再資源化事業者は、運搬車又は運搬船を用いて認定自主回収・再資源化事業計画に係る使用済指定再資源化製品の収集又は運搬を行うときは、当該運搬車又は運搬船に法第五十四条第一項の認定又は法第五十五条第一項の変更の認定を受けたことを証する書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいい、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができる場合に限る。）を備え付けるものとする。
3　前項の書面は、前条の認定証の写しとする。